平成２１年（フ）第４２２４号
札幌市中央区南７条西８丁目１番地20　ハートレイ７条館502号
債務者　櫻庭　美雪
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２３７号
北海道石狩郡当別町末広120番地10
債務者　斉藤　國市
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４１号
札幌市白石区菊水３条５丁目２番１―803号
債務者　小船　定男
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４２号
札幌市白石区菊水３条５丁目２番１―803号
債務者　小船　昌枝
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４４号
札幌市東区北41条東４丁目２番10号　岡島ビル１号
債務者　竹内　聖美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６０号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番７―21号
債務者　川邊　広恵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２８３号
札幌市西区発寒10条１丁目２番６―407号
債務者　有澤　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１０号
札幌市白石区菊水７条２丁目２番37―201号
債務者　富山　和弘
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１７号
札幌市南区石山３条８丁目11番18号
債務者　後藤　隆子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８２号
札幌市西区八軒２条東５丁目２番18号
債務者　湊　　佳孝
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９２号
札幌市東区北23条東18丁目４番15号　ハイムリヴィエラ203号
債務者　中尾　祐太
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７号
北海道室蘭市新富町１丁目８番地、前住所北海道室蘭市母恋北町２丁目３番６号
債務者　横山　　騰
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
北海道室蘭市海岸町２丁目７番４号
債務者　渡邉留美子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
北海道室蘭市高砂町１丁目38番10号
債務者　石原真由美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２７号
北海道稚内市こまどり４丁目13番５号
債務者　濱口　節夫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第８６９号
盛岡市高松２丁目４番19号、旧住所盛岡市緑が丘４丁目16番46号
債務者　石澤　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８４号
盛岡市東黒石野２丁目２番８号
債務者　小原　一志
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部